

明治四十一年法律第二十九号

刑法施行法 抄

第一条 本法ニ於テ旧刑法ト称スルハ明治十三年第三十六号布告刑法ヲ謂ヒ他ノ法律ト称スルハ刑法施行前ニ公布シタル法律及ヒ勅令、布告ニシテ法律ト同一ノ効力ヲ有スルモノヲ謂ヒ刑法等一部改正法ト称スルハ令和四年法律第六十七号刑法等の一部を改正する法律ヲ謂フ

第二条 本法ニ於テ懲役(旧刑法ノ懲役ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依リ改正前ノ刑法第十二条ニ定メタル懲役ヲ謂ヒ禁錮(旧刑法ノ禁錮ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依リ改正前ノ刑法第十三条ニ定メタル禁錮ヲ謂ヒ拘留(旧刑法ノ拘留ヲ除ク)ト称スルハ刑法等一部改正法ニ依リ改正前ノ刑法第十六条ニ定メタル拘留ヲ謂フ

第三条 刑法施行前ニ旧刑法ノ罪又ハ他ノ法律ノ罪ヲ犯シタル者ニ付テハ左ノ例ニ從ヒ刑法ノ主刑トシテ對照シ刑法第十條ノ規定ニ依リ其輕重ヲ定ム

死刑

無期懲役

無期禁錮

有期懲役

有期禁錮

罰金

拘留

科料

科料

拘留

罰金

有期流刑、重禁獄、輕禁獄、輕禁錮

無期徒刑、重懲役、輕懲役、重禁錮

無期流刑

無期徒刑

第十五条 刑法施行前仮出獄ヲ許サレタル者及ヒ幽閉ヲ免セラレタル者ニ付テハ刑法ノ假出獄ニ関スル規定ヲ準用ス

刑法施行前罰金又ハ科料ヲ納完セサル為メ輕禁錮又ハ拘留ニ換ヘラレタル者ニ付テハ刑法施行ノ日ヨリ刑法第十八条及ヒ第三十条ノ規定ヲ準用ス但留置ノ日數ハ其執行ノ日ヨリ起算シ刑法第十

八条ノ期間ヲ超ユルコトヲ得ス
第十六条 懲治場留置ノ執行ハ刑法施行後ト雖モ從前ノ例ニ從フ但司法大臣ハ何時ニテモ其留置ヲ解キ又ハ感化院ニ入院セシムルコトヲ得

第十七条 關席判決ヲ以テ言渡シタル刑ノ時効期間ハ其言渡ノ日ヨリ之ヲ起算ス
第十八条 剥奪公權、停止公權、監視及附加ノ罰金ノ言渡ハ刑法施行ノ日ヨリ其効力ヲ失フ但既ニ徵收シタル附加ノ罰金ハ之ヲ還付セス

附加ノ罰金ヲ納完セサル為メ換ヘラレタル禁錮ニ付キ亦前項ニ同シ
第十九条 他ノ法律ニ定メタル主刑ハ第二条ノ例ニ準シ刑法ノ刑ニ對照シテ之ヲ刑法ノ刑名ニ變更ス但單ニ禁錮トアルハ之ヲ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ變更ス

他ノ法律ノ規定中剥奪公權、停止公權、監視及ヒ附加ノ罰金ニ処ス可キ旨ヲ定メタルモノハ之ヲ廢止ス
第二十条 他ノ法律ニ定メタル刑ニ付テハ其期間ヲ變更セス但他ノ法律中特ニ期間ヲ定メサル刑ニ付テハ仍ホ旧刑法總則中期間ニ關スル規定ニ從フ

第二十一条 他ノ法律ニ定メタル刑ヲ加重又ハ減輕ス可キ場合ニ於テハ第二十三条ノ場合ヲ除ク外旧刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ依ル
第二十二条 他ノ法律中旧刑法ノ規定ヲ掲ケ又ハ旧刑法ノ規定ニ依リ若クハ之ニ依ラサルコトヲ定メタル場合ニ付キ刑法中其規定ニ相当スル規定アルモノハ刑法ノ規定ニ變更ス

爆発物取締罰則第十条ハ之ヲ廢止ス
第二十三条 前条ノ規定ニ依リ刑法ノ刑ヲ適用ス可キ場合ニ於テハ他ノ法律中刑ノ加重ニ關スル特別ノ規定ハ之ヲ適用セス刑ノ減輕ノ方法ニ付テハ刑法ノ加減例ニ關スル規定ニ從フ

第二十四条 明治二十二年法律第二十八号及ヒ明治二十三年法律第九十九号ハ之ヲ廢止ス
第二十五条 旧刑法第二編第四章第九節ノ規定ハ当分ノ内刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

刑法第八條ノ規定及ヒ本法中他ノ法律ニ關スル規定ハ之ヲ前項ノ規定ニ準用ス
第二十六条 左ニ記載シタル罪ハ刑法第二条ノ例ニ從フ

一 削除

二 削除

三 明治三十八年法律第六十六号ニ掲ケタル罪

四 通貨及証券模造取締法ニ掲ケタル罪

五 船舶法ニ掲ケタル罪

六 船員法ニ掲ケタル罪

七 船舶職員及び小型船舶操縦者法ニ掲ケタル罪

八 船舶検査法ニ掲ケタル罪

九 戸籍法ニ掲ケタル罪

第二十七条 左ニ記載シタル罪ハ刑法第三条ノ例ニ從フ

一 著作權法ニ掲ケタル罪

二 削除

三 移民保護法ニ掲ケタル罪

第二十八条 人ノ資格其他ノ事項ニ關シ旧刑法ノ刑名又ハ罪別ヲ掲ケタル他ノ法律ノ規定ハ刑法施行ノ為メ變更セラルルコトナシ
第二十九条 死刑、無期又ハ短期一年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ト看做ス

第三十条 前条ニ該当セサル懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕罪ト看做ス
前条ニ該当セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ禁錮ニ該ル罪ト看做ス

前条ニ該当セサル懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕禁錮ニ該ル罪ト看做ス
前条ニ該当セサル禁錮ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ違警罪ト看做ス

第三十一条 拘留又ハ科料ニ該ル罪ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第三十二条 他ノ法律ニ定メタル罪ニシテ死刑、無期又ハ短期一年以上ノ拘禁刑ニ該ルモノノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第三十三条 死刑、無期又ハ六年以上ノ懲役若クハ禁錮ニ該ルモノハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス
第三十四条 前条ニ記載シタル者及ヒ旧刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ公權ヲ剥奪セラレタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ復權ヲ得タル者ニハ之ヲ適用セス
第三十五条 六年未滿ノ懲役若クハ禁錮又ハ罰金ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ輕罪ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

六年未滿ノ懲役ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ旧刑法ノ重禁錮ニ處セラレタルモノト看做ス
第三十六條 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ旧刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレ

タルモノト看做ス
第三十六條 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者及ヒ旧刑法ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ハ他ノ法律ノ適用ニ付テハ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ルマテ公權ヲ停止セラレ

タルモノト看做ス

第三十七条 他ノ法律中旧刑法第三十一条又ハ第三十三条ノ規定アル為メ人ノ資格ニ関シ別段ノ規定ヲ設ケサリシ場合ニ付テハ旧刑法第三十一条及ヒ第三十三条ノ規定ハ人ノ資格ニ関シ刑法施行前ト同一ノ効力ヲ有ス

第五十三条 刑法第五十二条又ハ第五十八条ノ規定ニ依リ刑ヲ定ム可キ場合ニ於テハ其犯罪事実ニ付キ最終ノ判決ヲ為シタル裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為スコシ

第五十四条 刑ノ執行猶予ハ裁判所ニ於テ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ刑ノ言渡ト同時ニ判決ヲ以テ之ヲ言渡スコシ

第五十五条 刑ノ執行猶予ノ言渡ハ上訴ニ因リ其効力ヲ失フコトナシ但原判決ヲ取消シ又ハ破毀シタル場合ハ此限ニ在ラス

第五十六条 刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ取消ス可キ場合ニ於テハ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ所在地又ハ最後ノ住所地ヲ管轄スル地方裁判所ノ檢察官其裁判所ニ請求ヲ為スコシ

第五十七条 第五十三条及ヒ前条ノ裁判及ヒ抗告ニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス

第五十八条 明治三十八年法律第七十号ニ依リ刑ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルモノト看做ス

第五十九条 明治三十九年法律第五十四号ハ之ヲ廢止ス

第六十条 私訴ハ公訴ニ附帶スルトキハ民事訴訟ノ方式ニ依ラス書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第六十一条 贓物犯人ノ手ニ在ルトキハ被害者ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スル言渡ヲ為スコシ

附則 本法ハ刑法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

刑法附則其他旧刑法施行ノ為メ公布シタル法令ハ之ヲ廢止ス

附則 (明治四二年三月八日法律第四号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (明治四三年四月一三日法律第五号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正五年三月七日法律第一五号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正五年三月七日法律第一七号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (大正一一年四月二五日法律第七一号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月一日法律第四七号) 抄
本法ハ昭和二年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭和二年八月一四日法律第七二号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月一六日法律第六一号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月一六日法律第六一号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月一六日法律第六一号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 (昭和二年四月一六日法律第六一号) 抄
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年六月七日法律第六〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年六月二一日法律第六一号) 抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日